

平成21年度「木づかい推進月間」実施要綱

第1 目的

人と環境に優しいという木材の特性や、地域の林業及び木材産業の活性化のみならず、森林の多面的機能（水源かん養、国土保全、生物多様性保全、二酸化炭素吸収等）の発揮にも貢献するという木材利用の意義について、国民の理解を高めることが重要となっている。

昨年からは始まった京都議定書の第1約束期間における森林による二酸化炭素吸収量の目標1,300万炭素トンの達成のためには、地域材の実需を拡大して資金を山に還流し、国内の森林整備の促進を図ることが必要不可欠となっている。「京都議定書目標達成計画」においても、「地域材利用の意義等に関する普及啓発活動（木づかい運動）を展開する。」とされており、平成17年度から国民運動として「木づかい運動」に取り組むとともに、10月を「木づかい推進月間」として集中的な活動を行っているところである。

平成21年度においても、地域材の生産・加工・流通に関わる事業者はもとより、関係省庁、地方公共団体や関連する団体・企業・NPO等も含めた幅広い人々の参加の下に、地域材の利用の意義に関する知識の普及及び情報の提供に必要な取組を行う。

第2 実施期間

平成21年10月1日～31日

第3 実施機関

第2に定める期間（以下「木づかい推進月間」という。）における広報活動、実践活動の強化その他の取組は、林野庁において行うほか、関係府省、地方公共団体、関係団体、NPO等においても行われるよう要請する。

第4 実施の重点事項

- 1 木づかい推進月間においては、関係府省と連携して、次に掲げる活動を集中的に行う。
 - (1) 広報活動
 - ① 農林水産省広報誌等（AFF、メールマガジン等）における記事の掲載
 - ② 政府広報（テレビ広報、ポスター等）掲載への働きかけ
 - ③ 各種マスメディア等を通じた広報
 - (2) 実践活動
 - ① 「木づかいシンポジウム」の開催等
 - ② 本省の「消費者の部屋」における特別展示の実施
 - ③ 「木づかい運動感謝状」贈呈に関する取組の実施
 - ④ 「木づかい運動」ポスター掲載
- 2 木づかい推進月間においては、地方公共団体、関係団体、NPO等に要請して、

次に掲げる活動を集中的に行う。

(1) 広報活動

- ① 広報誌等による木づかい推進に係るPR
- ② 各種マスメディア等を通じた広報

(2) 実践活動

- ① 木づかい推進に係るイベント等の開催
- ② 庁舎や事務所等における木づかい推進に係る展示の実施
- ③ 「木づかい運動」ポスター掲載
- ④ その他木づかい推進に関する取組の実施

第5 その他

京都議定書の目標達成を着実なものとするため、「木づかい推進月間」以外の期間についても「木づかい運動」の積極的かつ効果的な実施に努める。その際、間伐材を利用したコピー用紙や名刺、飲料用紙製缶等の身近な地域材製品の購入を積極的に行うことはもとより、関係機関・部署等へ地域材製品購入の働きかけを行う等、日常的に「木づかい運動」の広報・実践活動に努めるものとする。

なお、「木づかい運動」の実施に当たっては、平成19年2月から展開している「美しい森林づくり推進国民運動」との連携にも留意することとする。